

V 農業 · 林業

37 農業の概況

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総農家数 (戸)	523	455	333	...	266
販売農家数	282	207	141	...	104
自給的農家数	241	248	192	...	162
基幹的農業従事者数	293	253	194	...	134
耕地面積 (ha)	882	804	765	759	758	757	749	719
田	216	209	184	184	183	183	179	169
畠	666	595	581	575	575	574	570	550
作付面積 (ha)	120	97	65	54	55	50	44	43
水稻	113	93	62	51	52	48	42	41
大豆	6	4	3	3	3	2	2	2
そば	1	x	x	x	x	x	x	x
収穫量 (t)	559	460	318	270	269	240	207	208
水稻	550	456	314	267	266	237	205	207
大豆	8	4	4	3	3	3	2	1
そば	1	x	x	x	x	x	x	x

資料:総農家数・基幹的農業従事者数は農林業センサス（5年ごとに実施）

耕地面積・作付面積・収穫量は作物統計調査（毎年実施）

(注)農家とは、経営耕地面積が10a以上または1年間の農産物販売金額が15万円以上の世帯である。

(注)販売農家とは、経営耕地面積が30a以上または1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

(注)基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

38 経営耕地面積規模別農業経営体数

(単位: 経営体)

年別 地区別	経営体 数	経営耕 地なし	0.3ha 未満	0.3~ 0.5ha	0.5~ 1.0ha	1.0~ 1.5ha	1.5~ 2.0ha	2.0ha 以上
平成22年	218	9	7	88	87	18	3	6
平成27年	150	3	5	65	59	10	2	6
令和2年	113	8	15	32	42	8	1	7
釜石	1	x	x	x	x	x	x	x
唐丹	16	2	1	4	8	—	—	1
甲子	33	—	8	9	10	3	1	2
鵜住居	13	x	x	x	x	x	x	x
栗橋	50	4	4	16	18	5	—	3

資料:農林業センサス

(注)農業経営体とは、農林産物の生産を行うかまたは委託を受けて農林業作業を行い、生産または作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15a
②施設野菜栽培面積	350m ²
③果樹栽培面積	10a
④露地花き栽培面積	10a
⑤施設花き栽培面積	250m ²
⑥搾乳牛飼養頭数	1頭
⑦肥育牛飼養頭数	1頭
⑧豚飼養頭数	15頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150羽
⑩ブロイラー一年間出荷羽数	1,000羽
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

- (3) 農作業の受託の事業

39 主副業別農家数・経営体数(販売農家・個人経営体)

(単位:戸、経営体)

年別 地区別	計	主業	65歳未満の農業従事者がいる	準主業	65歳未満の農業従事者がいる	副業的
平成22年	207	24	23	32	14	151
平成27年	141	19	16	29	12	93
令和2年	108	14	13	14	8	80
釜石	1	x	x	x	x	x
唐丹	15	-	-	1	-	14
甲子	32	7	7	8	5	17
鵜住居	12	x	x	x	x	x
栗橋	48	6	5	4	2	38

資料:農林業センサス

(注)平成22年、平成27年は販売農家における主副業別農家数を掲載している。

令和2年は個人経営体における主副業別経営体数を掲載している。

(注)個人経営体とは、個人(世帯)で事業を行う経営体をいう。

なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

(注)主業経営体とは、農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

(注)準主業経営体とは、農業所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

(注)副業的経営体とは、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

40 販売目的の家畜を飼養している農家数と飼養頭羽数

(単位:戸、頭、100羽)

年別	乳用牛		肉用牛		豚		にわとり	
	飼養農家数	飼養頭数	飼養農家数	飼養頭数	飼養農家数	飼養頭数	飼養農家数	飼養羽数
令和元年	-	-	21	88	1	x	1	x
2	-	-	19	91	-	-	-	-
3	-	-	14	75	-	-	-	-
4	-	-	14	74	-	-	-	-
5	-	-	13	62	-	-	-	-

資料:水産農林課

41 農地の転用、移転件数及び面積

(単位 : m²)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
農地法第3条	2	355	3	9,143	2	5,078	6	27,802
所有権移転	2	355	2	6,558	—	—	6	27,802
自作地	2	355	—	—	—	—	6	27,802
無償	—	—	1	3,378	—	—	6	27,802
有償	2	355	1	3,180	—	—	—	—
小作地	—	—	—	—	—	—	—	—
賃借権等の 設定移転 (無償も含む)	—	—	1	2,585	2	5,078	—	—
農地法第4条	1	41	2	484	—	—	—	—
道路水路敷地	1	41	—	—	—	—	—	—
住宅敷地その他	—	—	2	484	—	—	—	—
農地法第5条	14	6,112	12	6,446	12	11,623	9	56,722
住宅敷地	8	2,464	1	261	3	946	—	—
公共用地	—	—	1	367	4	3,230	—	—
建物施設	—	—	—	—	—	—	—	—
その他施設	6	3,648	10	5,818	5	7,447	9	56,722

資料:釜石市農業委員会

(注)農地法第3条は、農地の所有権や賃借権の権利移動の場合に適用される。

(注)農地法第4条は、農地の宅地等への転用の場合に適用される。

(注)農地法第5条は、農地の権利移動及び転用の場合に適用される。

42 林業の概況

(単位 : ha)

年別 地区別	現況森面 積	森林以外 の草生地	総世帯数 (戸)	総人口 (人)	農家数 (戸)	林家数 (戸)	林野率 (%)
平成22年	39,650	46	16,094	39,574	455	1,204	89.9
平成27年	38,835	45	16,860	36,802	333	1,126	88.3
令和2年	38,854	45	14,725	32,078	266	981	88.3
釜石	14	188	...
唐丹	42	163	...
甲子	71	221	...
鵜住居	27	203	...
栗橋	112	206	...

資料:農林業センサス

(注)林野率とは、総土地面積に占める林野面積の割合である。

(注)総世帯数、総人口は、国勢調査の概数によった。

43 林野面積

(単位 : ha)

年別	計	国有		民有						私有	
		林野庁	林野庁以外 の官庁	独立行政 法人等	公有				市		
					計	県	森林整備 法人	市	財産区		
平成22年	39,696	10,166	1	1,719	5,208	3,994	—	881	333	22,602	
平成27年	38,880	9,683	—	1,714	4,935	3,787	—	839	309	22,548	
令和2年	38,899	9,580	—	1,540	4,692	3,368	—	882	442	23,087	

資料:農林業センサス